

京 都 大 学 大 学 文 書 館 利 用 等 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p>第 1 2 (略)</p> <p>2 大学文書館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開法第 5 条第 1 号ロ又は第 2 号ただし書に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第 1 8 条第 2 項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 大学文書館長は、第 1 項又は前項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下この項及び第 2 1 において「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、大学文書館長は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第 1 8 条第 4 項に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定)</p> <p>第 1 3 } (略)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 大学文書館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から 6 0 日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合には、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当該利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることがある。この場合において、大学文書館長は、当該利用請求があった日から 3 0 日以内（第 1 0 第 5 項の規定により補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に</p>	<p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p>第 1 2 (同 左)</p> <p>2 大学文書館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開法第 5 条第 1 号ロ又は第 2 号ただし書に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織（大学文書館の使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により通知して、法第 1 8 条第 2 項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>3 大学文書館長は、第 1 項又は前項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下この項及び第 2 1 において「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、大学文書館長は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第 1 8 条第 4 項に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定)</p> <p>第 1 3 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 大学文書館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から 6 0 日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合には、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当該利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることがある。この場合において、大学文書館長は、当該利用請求があった日から 3 0 日以内（第 1 0 第 5 項の規定により補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に</p>

改 正 前	改 正 後
<p>対し、次の各号に掲げる事項を<u>書面</u>により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略) (中 略) (レファレンス)</p> <p>第26 大学文書館は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、レファレンスを行うものとする。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、大学文書館の業務として情報提供することが適当でないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項のレファレンスは、<u>開館時間中は随時、口頭、電話、書面その他の方法により、申し込む</u>ことができるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>対し、次の各号に掲げる事項を<u>書面又は電子情報処理組織を使用する方法</u>により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(レファレンス)</p> <p>第26 (同 左)</p> <p>2 前項のレファレンスに係る利用を希望する者の<u>申込みは、開館時間中は随時、口頭、電話、書面その他の方法により、受け付ける</u>ことができるものとする。</p> <p>附 則 この要項は、令和3年1月1日から実施する。</p>